

令和6年第1回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和6年1月10日(水) 午後1時30分

2 閉会 令和6年1月10日(水) 午後3時44分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 林 眞理 (農政担当)	2番 守安 淳市
4番 定井 正雄 (会長)	5番 中村 安行
6番 友野 伸樹	7番 能登谷 和正 (会長代理)
8番 仮谷 昌典	9番 若林 勤
10番 在間 洋則	11番 渡邊 豊
12番 小原 弘	13番 奥山 弘志
14番 渡邊 則文	15番 小西 忍

欠席 1人

3番 秋山 陽太郎 (農地担当)

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	最相 信雄	高尾 郁夫	永野 直樹	武田 治紀
石尾 弘	池上 次男	澁江 隆司	竹内 功次	赤木 謙介
長代 悦和	大月 泉	黒瀬 昭夫	杉岡 賢二	劔持 孝明
高谷 幹晴	藤井 久美			

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義 次長 岡中 芳浩 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

14番委員 15番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第3号 農地法第6条の規定による報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和6年第1回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が14名、欠席が1名。そして農地利用最適化推進委員が17名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、14番委員、15番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、会長代理の能登谷委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(会長代理) それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局をお願いします。

(主査) 【議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号82番】

(会長代理) それでは82番、東阿曾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員) この案件は、地区から転出した渡人が農地を処分したいという案件で、地元としては問題ありませんが、詳細は武田委員からお願いします。

(武田委員) この案件ですが、農地を分断するようなこともなく、水利も影響ありません。受人は、農業をしっかりやっている方ですので地元としては問題ないと思います。よろしくご審議ください。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。82番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、82番は許可されました。

【受付番号83番】

(会長代理) 続きまして83番、総社の件につきまして、●●委員が関係者となりますので退出をお願いします。

【●●委員 退席】 午後1時37分

(会長代理) それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(茅原委員) この案件ですが、この農地は以前から道になるという事で残されていましたが、計画が変更になり道にならなくなりました。そこで、この部分を受人が引き取ってくれるという

案件です。現状と何ら変わることはないので、地元としては問題ないと思います。審議をお願いいたします。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。83番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、83番は許可されました。それでは、入室してください。

【●●委員 入室】 午後1時41分

【受付番号84番】

(会長代理) 続きまして84番、富原の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(7番委員) この案件ですが、渡人の自宅の前にある農地ですが、受人の父の代からこの農地を使用しておりました。この度、正式に移転手続きを行うということで申請がありました。現在は、不作付地ですが、今後は畑として利用していくという事で、地元としては問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

(会長代理) 澁江委員、補足はありますか。

(澁江委員) 補足はありません。よろしくをお願いします。

(会長代理) この方は他地区でも農地を所有されており、営農確認をさせていただいておりますが、何か発言はありますか。

(11番委員) この方は久代に農地を4か所お持ちですが、3か所は水稻を作付けしております。1か所は、山際にある農地で現在、耕作はしていませんでしたが、しっかり管理をしておりましたので、問題ないと思います。

(会長代理) 他にありますか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。84番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、84番は許可されました。

【受付番号 85 番, 86 番】

(会長代理) 続きまして 85 番, 山田の件につきまして, 86 番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。地元委員の説明をお願いいたします。

(15 番委員) この案件ですが, 農地の交換という事で, 今まで口約束でお互いの農地を広く使うという事で作付けをしておりましたが, この度, 正式に手続きをしようということで申請がありました。片方の方は, 住所は県外ですが, 地元に戻ってきて耕作をしておりますので, 地元としては, 問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。

(会長代理) 赤木委員, 何か補足はありますか。

(赤木委員) 補足はありません。よろしくをお願いします。

(会長代理) それでは, この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め, 85 番, 86 番は許可されました。

【受付番号 87 番】

(会長代理) 続きまして 87 番, 秦の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(8 番委員) この案件ですが, 以前から受人がこの農地を畑としてサツマイモを作付けされておりました。今後も同じように作付けをするという事で, 地元としては問題ないと思いますのでよろしく審議をお願いします。

(会長代理) 池上委員, 何か補足はありますか。

(池上委員) 補足はありません。審議の程よろしくをお願いします。

(会長代理) それでは, この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。87 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め, 87 番は許可されました。

【受付番号 88 番】

(会長代理) 続きまして 88 番, 西郡の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

- (6番委員) この案件は、今まで流動化契約をしていましたが、渡人の要望により今回の申請に至りました。受人は、約1ヘクタールを桃栽培しており、地元としては問題ないと思っておりますのでよろしく申し上げます。
- (会長代理) 剣持委員、補足はありますでしょうか。
- (剣持委員) 補足はありません。よろしく申し上げます。
- (会長代理) この方は他地区でも農地を所有されており、営農確認をしていただいておりますが、何か発言はありますか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは、営農状況は問題なしという事で、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。88番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め、88番は許可されました。

【受付番号89番】

- (会長代理) 続きまして89番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (11番委員) この案件は、渡人の要望で今回の申請に至りました。ここは、以前から受人が耕作されており、また受人は、多くの農地を耕作しておりますので、地元としては問題ない案件だと思います。審議の程よろしく申し上げます。
- (会長代理) 竹内委員、補足はありますでしょうか。
- (竹内委員) 補足はありません。よろしく申し上げます。
- (会長代理) この方は他地区でも農地を所有されており、営農確認をしていただいておりますが、何か発言はありますか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは、営農状況は問題なしという事で、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。89番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め、89番は許可されました。

【受付番号90番】

- (会長代理) 続きまして90番、清音軽部の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (12番委員) この案件ですが、受人の耕作面積がゼロとなっておりますが、以前から父親の農業の手伝いをしておりました。詳細は、藤井委員から説明をお願いします。
- (会長代理) それでは、藤井委員をお願いします。
- (藤井委員) この農地ですが、受人は自営業をしており、作業場のすぐ近くにある農地です。作業の合間に妻と息子で農作業をしていくそうです。果樹と野菜を作付けする予定で、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- (会長代理) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。90番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め、90番は許可されました。

【受付番号91番】

- (会長代理) 続きまして91番、西郡の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (6番委員) この案件ですが、受人は祖父母を含め9人家族で生活しておりましたが、自宅東側の農地を購入することになり、その内303㎡は住宅を建築し、残りの農地777㎡を家庭菜園として利用したいという申請です。詳細は、剣持委員からお願いします。
- (会長代理) それでは、剣持委員をお願いします。
- (剣持委員) この家族については、豆トラなどの機械も所有しており、耕作する上で何ら問題はないと思いますので、ご審議をお願いします。
- (会長代理) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。91番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め、91番は許可されました。

【受付番号92番】

- (会長代理) 続きまして92番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

- (8番委員) この案件ですが、受人が野菜を耕作したいとの要望で、この度の申請に至りました。渡人は、以前から労働力不足で受人に耕作を依頼しておりました。受人は、地元活動もよくされている方ですので、地元としては問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。
- (会長代理) 池上委員、何か補足はありますか。
- (池上委員) 補足はありません。審議の程よろしくをお願いします。
- (会長代理) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。92番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め、92番は許可されました。

【受付番号93番】

- (会長代理) 続きまして93番、槁の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (4番委員) この農地ですが、耕作放棄地でした。受人は西坂台の方ですが、槁の水田をたくさん耕作されており、地元としては、非常に喜んでいるところです。詳細は、黒瀬委員からお願いします。
- (会長代理) それでは黒瀬委員、お願いします。
- (黒瀬委員) この案件ですが、渡人が高齢となり耕作できないという事で今回の申請になりました。地元としては、何も問題ないと思いますので、審議の程よろしくをお願いします。
- (会長代理) 受人が、西坂台の方ですので友野委員、この方について補足はありますか。
- (6番委員) 渡人、受人ともに生まれは槁で同郷ということです。受人は槁地区の農地、約1.4ヘクタールを義理の姉に手伝ってもらいながら水稻の作付をしており、ほぼ毎日、自宅の西坂台から槁へ出向いているとのこと。また、渡人の農地を9反ほど流動化契約を受けております。今後は自作地として、管理していただけるので特に問題ない案件と考えております。よろしくをお願いいたします。
- (会長代理) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。93番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め、93番は許可されました。

【受付番号94番】

- (会長代理) 続きますして94番, 上原の件につきまして, 地元委員の説明をいたします。
- (7番委員) この案件ですが, 受人は, この農地の西側, 南側にある農地を管理しております。この農地は, 不作付地でしたが, 現在は綺麗に整備されており, 今後耕作していくような状況になっておりました。澁江委員, 補足はありますでしょうか。
- (澁江委員) 少し補足をさせていただくとこの農地は, 畑のように地上げをして立木もありましたが, 現在は重機を持ち込んで整備をしております。農地として利用する意思が見えておりますので, 農地利用に関しては問題ないと思っております。
- (会長代理) 受人は, 秦の方ですので, 地元委員から補足をお願いします。
- (8番委員) 受人は, この農地の隣を耕作している方で, 今後は一体的に農業利用するという事です。秦地区でしっかり耕作をされている方ですので, 地元といたしましては問題ないと思います。ご審議の方よろしくお願ひいたします。
- (会長代理) 池上委員, 補足はありますでしょうか。
- (池上委員) 現在, 地上げをしていたところを掘り下げて, 水田にする計画で動いておりますので, よろしくお願ひします。
- (会長代理) それでは, この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。94番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め, 94番は許可されました。

【議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (会長代理) 続きますして議案第2号, 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について, を議題といたします。それでは, 事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号24番, 5条100番, 5条101番】

- (会長代理) それでは24番, 南溝手の件につきまして, 5条の100番, 101番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) 周辺の状況ですが、ここは一体となっており東が田、西が道路、南が宅地、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) この案件ですが、24番は100番と101番に囲まれた場所になります。自宅の駐車場が少ないという事で、自宅近くに露天駐車場を転用するという案件です。用水排水、土砂流出ともに問題はありません。5条の100番と101番ですがともに転用目的は住宅です。これらについてですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま

(会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、24番、5条の100番、101番は許可されました。

【議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(会長代理) 続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号95番】

(会長代理) それでは95番、富原の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が畑、南が宅地、北が畑です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(会長代理) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(7番委員) この案件ですが、受人と渡人の間で話をして、すでに車庫が建てられており是正という

事で申請がありました。用水、排水、日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(会長代理) 澁江委員、補足はありますでしょうか。

(澁江委員) 補足はありません。よろしくをお願いします。

(会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 是正という事で始末書が提出されております。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。95番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、95番は許可されました。

【受付番号98番】

(会長代理) 続きまして98番、岡谷の件について、現地調査の報告をお願いします。

(14番委員) 周辺の状況ですが、東西南北すべて宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件ですが、開発が行われている地区で、最後の区画になる農地です。用水、排水、日照通風、土砂流出等、被害防除計画の内容を確認しましたが、周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。98番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、98番は許可されました。

【受付番号 99 番】

(会長代理) 続きまして 99 番、久代の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(14 番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が宅地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11 番委員) この案件ですが、受人は、申請地の近隣に多くの農地を耕作しており、耕作をする際に使用するユニックトラックの駐車スペースや秋になったら藁をロールして保管しておくスペースに使用するそうです。地元としては問題ないと思いますので、審議の程よろしく願います。

(会長代理) 竹内委員、補足はありますか。

(竹内委員) 受人は、久代地域でたくさん耕作をしており、ベース基地が出来るので、非常に良い事だと思います。周辺営農に支障はないものと思われまますので、どうぞご審議ください。

(会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 1 項により総社市が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、例外許可規定として農業用施設を適用しております。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。99 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、99 番は許可されました。

【受付番号 102 番】

(会長代理) 続きまして 102 番、福井の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(14 番委員) 周辺の状況ですが、東西南北すべて田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(茅原委員) この案件ですが、申請地の真ん中が分断されたような形になっておりますが、ここは将来的に道が通ることとなり、市が買収しております。この度、その道に接する農地を神社の参道と駐車場に転用するという事で申請が出されています。周辺営農に支障はないものと思われまますので、どうぞご審議ください。

(会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。102番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め、102番は許可されました。

【受付番号96番、97番】

- (会長代理) 続きまして96番、黒尾の件について、97番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (14番委員) 周辺の状況ですが、96番は東が畑、西が駐車場、南が畑、北が宅地、97番は東が宅地、西が畑、南が畑、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1番委員) この案件ですが、受人は渡人の娘夫婦になります。地元としては問題ないと思いますが、詳しくは石尾委員から説明をお願いいたします。
- (会長代理) それでは、石尾委員お願いします。
- (石尾委員) 営農への支障ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。周辺営農に支障はないものと思われれます。97番については住宅の排水路を設置するというので、工事完了後は、農地に戻します。どうぞご審議ください。
- (会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。97番については、排水路敷設ということで一時転用期間として令和6年2月20日から令和6年6月30日までとしております。
- (会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め、96番、97番は許可されました。

【議案第4号 農用地利用集積計画について】

(会長代理) 続きまして議案第4号，農用地利用集積計画について，を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【議案第4号 農用地利用集積計画について朗読】**

(会長代理) まず，関係委員さんに退席をお願いします。

【14番委員 退席】 午後2時52分

(主査) **【議案第55号 農用地利用集積計画について説明】**

(会長代理) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが，何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(会長代理) 特にございませんでしたら，原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(会長代理) それでは，原案のとおり承認といたします。

【14番委員，入室】 午後2時58分

【報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(会長代理) それでは，報告事項に入ります。報告第1号，事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【報告第1号 報告書について朗読】**

【報告第2号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(会長代理) 次に，報告第2号，事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【報告第2号 報告書について朗読】**

【報告第3号 農地法第6条の規定による報告について】

(会長代理) 次に，報告第3号，事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第3号 報告書について朗読】

【報告事項】

(会長代理) 28ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(会長代理) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が13件、4条関係が1件、5条関係が8件ございました。また、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり承認いたしました。以上で、日程第3についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時44分